H28.3.30 平成 27 年度 第 4 回東金市地域公共交通会議 資料 2

東金市地域公共交通会議委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)について

東金市地域公共交通会議委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東金市地域公共交通会議設置要綱(以下「要綱」という。)第16条及び第17条の規定に基づき、東金市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の委員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

- 第2条 交通会議に出席した委員の報酬の額は次のとおりとする。ただし、行政機関の職員、その他申し出のあった者については支給しない。
 - (1) 会長 日額7,000円
 - (2) 委員 日額6,400円

(費用弁償の額)

第3条 委員が交通会議に出席し、又は交通会議の職務のために旅行したときに費用弁償として 支給する旅費の額は東金市の例による。

(関係者の出席を求めた場合の報酬等)

第4条 要綱第8条の規定により、交通会議に委員以外の者の出席を求めた場合は、前2条の規定を準用する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年 月 日から施行する。

参考

東金市地域公共交通会議設置要綱 (抜粋)

(関係者の出席等)

第8条 会長は、交通会議の会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明 若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第16条 交通会議等に出席した委員等に対しては、予算の範囲内で報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第17条 委員等が交通会議等に出席し、又は交通会議の職務のため旅行したときは、予算の範囲内で費用弁償として旅費を支給することができる。

H28.3.30 平成 27 年度 第 4 回東金市地域公共交通会議 資料 2

2 前項の規定により支給する旅費の額は、会長が認めるものの実費額とする。